

## 令和 5 年度 三木市防災会議 議事録

開催日時：令和 6 年 2 月 14 日(水)

午後 2 時 00 分～午後 4 時 8 分

1. 開会 進行：仲上係長

2. あいさつ 仲田市長

3. 議長選出

- ・仲田市長を指名。

4. 協議・報告事項（議事要旨）

(1) 「三木市災害廃棄物処理計画」の改定について

（環境課 廣岡主幹より説明）

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・災害廃棄物は一般廃棄物だと思うのですが、事業所から出る事業系廃棄物を災害時に一般廃棄物として処理できるのですか。協定している産業廃棄物処理業者は一般廃棄物を処理できるのですか。

(三木市防災会議事務局：以下、「事務局」という)

- ・事業所から出る災害廃棄物は事業所で処理していただくことが大原則です。行政が処理するのは一般廃棄物として出る災害廃棄物です。

三木市の産業廃棄物処理業者は法律の特例で一般廃棄物を処理できます。また、市で処理できない場合、締結している協定により、近隣の市町に処理を依頼することや産業廃棄物処理業者に依頼することに対応することになっています。

(委員からの意見)

- ・木造建築物の全壊割合が約 4 割から約 32%に減少している根拠は何ですか。

(事務局)

- ・平成 23 年度から令和 3 年度にかけて家屋の建て替えが進み、木造建築物が減少し、非木造建築物が増加したことにより、建物被害の割合では木造建築物の割合が減少したと考えられます。具体的には木造建築物は 34340 棟から 23853 棟に減少し、全体の建築物数は 51956 棟から 52802 棟に増加しているのです。全体の棟数が増加しているのに対して、

木造建築物の割合が減少しています。

(委員からの意見)

- ・災害廃棄物処理計画 32 ページ図 3-5 の近隣集積所と一次仮置場について、近隣集積所は 31 ページに自治会と協議して決めるとあり、10 ページに市民は近隣集積所の開設やごみの分別・衛生確保に協力するとあります。災害の規模に応じて、近隣集積所が設置される場合とされない場合があると思いますが、近隣集積所から一次仮置場までの運搬はボランティアか民間事業者とあります。この民間事業者は、市のほうで協定などが組まれた事業者でしょうか？廃棄物処理の仕組みとして組み込まれていますか。近隣集積所は、例えば避難場所となっているような自治会内の公園などが想定されていますか。仮置き場については 33 ページの仮置き場内の配置等検討のために考慮する点で仮囲いや施錠などの必要性が書いてありますが、近隣集積所については何か指針を設ける予定はありますか。

(事務局)

- ・近隣集積所の運営マニュアルを作成していく予定です。近隣集積所は、区長様を中心となって運営していくため、運営マニュアルが作成できた際は、説明していきたいと考えています。また、32 ページの近隣集積所から一次仮置き場まで運搬する民間事業者について、協定を締結している民間事業者に応援を要請し、対応していきたいと考えています。

(委員からの意見)

- ・近隣集積所について、民家の近くなど、どのような場所を想定されているのか気になります。自治会で管理となれば、負担が大きいのと思われる。いろいろ調整が必要と考えられるので、運営マニュアルはいつ頃公開されるのですか。

(事務局)

- ・運営マニュアルについて、現在事務案であるため、令和 6 年、7 年に庁内で検討後、公開する予定です。今後、自治会にご理解いただけるように説明していきたいと考えています。

その他、質疑及び意見はなく、原案どおり承認された。

- (2) 「三木市地域防災計画（本編）」および「三木市地域防災計画（参考資料集）」  
の修正事項  
(危機管理課 山本課長より説明)

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・3 ページの個別避難計画の作成について、防災基本である自助共助が重要で、向こう三軒両隣の付き合いが大切と言われています。近年近所付き合いが希薄になり、改めて大事だと感じていますが、要支援者の方について、民生委員や自治会長だけでは全員避難させることは無理だろうと思います。神戸市では、住宅地図に本人の了解を得て、要支援者をマーキングして誰が救助に行くか決めて避難訓練しています。このように日頃から向こう三軒両隣の近所付き合いでの避難を行ってもいいのではないかと思います。
- ・ハザードマップの見直しについて、災害を未然に防ぐ目的もあると思われます。近年線状降水帯による土砂崩れが各地で起こっています。美囊川の浸水想定だけでなく、三木市が所有されている土地の雑木林も含めて、見直しをお願いしたい。これまで被災された方が共通して言われていることは何十年も住んでいて初めてのことでとされていますので、広い視点から見直しをお願いしたい。

(事務局)

- ・研修を行う上でも、自助共助公助の話の中で、特に自助共助が自分の命を守る行動になると説明しています。個別避難計画の民生委員だけでは限界があると考えています。他の地区でマップを使用しているという話がありましたが、個別避難計画にこだわらず、お住まいの地域でこのようなマップを使用した避難計画の作成を進めていくことは自分の命を守る上で重要なことと考えています。
- ・土砂災害警戒区域について、令和3年に全戸配布した最新のハザードマップについて、土砂災害警戒区域の危険箇所を掲載しています。ホームページにも掲載していますので、今一度自分の家の近所はどんな危険があるのか確認していただけたらと思います。

(委員からの意見)

- ・ハザードマップの見直し時に、広い視点で見直しをしていただきたいと思います。

(会長)

- ・行政側も被害がでないようにハザードマップを作成していますが、結果的に被害がでたりしますので、できるだけ被害がでないように気をつけながら、見直しを進めていきたいと思います。

(委員からの意見)

- ・2 ページ目の第2節、防災倉庫の整備で、所有者不明土地が問題になっていて、市が備蓄倉庫の他に考えていることはありますか。先ほどの災害廃棄物の仮置き場として利用できないのですか。

(事務局)

- ・災害廃棄物の仮置き場については、確認が必要ですが、規模が大きな災害が発生した場

合に他市町の応援が必要な場合があります、物資を置く場所が必要になってきます。このような場合に所有者不明の土地を公共施設として利用することは可能という内容です。防災倉庫が不足することも予想されますので、この法改正を利用して、県と確認しながら所有者不明土地を何に利用できるのか考えていきたいと思えます。

その他、質疑及び意見はなく、原案どおり承認された。

(3) 「三木市備蓄計画」の改定について  
(危機管理課 山本課長より説明)

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・ 2 ページ目、(2) 生活必需品 生理用品について、生理用品等は最低限の数量を備蓄するとありますが、最低限という言葉がここだけ出てきます。必要数の算定は 4 ページ目が出てきますので単に必要数を備蓄する記載でよいと思えます。不足分の調達については次の項目にあります。2) には紙おむつも含まれるので、紙おむつや生理用品等としてもよいのではと思えます。
- ・ 近年、年配の方は紙おむつの前に尿漏れパッドや女性はおりものシートを使う方も多く、これらはデイサービスなどの施設よりもむしろ普通の避難所で必要とされるものです。生活必需品として備蓄・調達されるようご検討いただければと思えます。
- ・ 生理用品も紙ナプキンには昼用・夜用などの種類があり、使い分けをします。備蓄の期限間近のものについては、中学校などのトイレに設置できるよう配慮いただければと思えます。

(事務局)

- ・ 2 ページ、生理用品等は最低限の数量を備蓄するとありますが、必要数に文言変更します。生理用品について、備蓄の期限間近のものは、学校と話をしていますので、具体的に話を詰めていきたい。備蓄の尿取りパッド等については、必須のものを備蓄計画に記載していますが、備蓄の置き場の関係もありますので市内の災害時応援協定を締結している企業からの調達を考えています。

(委員からの意見)

- ・ 地震発生から 6 日目から珠洲市に入り、ニーズと物資の輸送をしましたが、女性の生理用品について、ニーズはかなり高いです。おりものシートについて、女性が常に日常的に使うふう認識されていて、かなりニーズがありました。老人用の尿取りパッドやおむつについても、ニーズがあります。老人介護施設では介護する人に対してやっぱり LMS とかいろいろありまして、ニーズがありました。また、揉め事もあり、避難所の

管理者が女性に何も聞かず、生理用品は一杯送ってきてもらっているのに支給を断ってしまい、大問題になったことがありました。

(会長)

- ・熊本地震での責任者の方と話をし、弱者や高齢者への配慮が必要であるが、まずは自身で用意しておくことが必要であると言われていましたので、尿取りパッド等は協定している企業から調達を優先しながら、市としても検討したいと思います。

(委員からの意見)

- ・8 ページ毛布について、R8 年に 1200 枚購入したら、24000 枚に到達するのでそれ以上は必要ないと思います。

(事務局)

- ・R9、R10 の購入を 0 に訂正します。

(委員からの意見)

- ・備蓄されているものについて、箸やスプーンはありますか。
- ・7 ページ備蓄物資購入計画で、払出しとはどのような方法で行いますか。防災訓練で払出しをしているのか、他の方法で払出しをしているのか、払出しの内容を教えてください。
- ・10、11 ページの救援物資の応援協定について、物資をどのように運ばれるのか、トラック協会とも協定していたと思うのですが、運送業者との協定についても教えてください。

(事務局)

- ・箸、スプーンは備蓄していませんが、アルファ化米の袋の中に、スプーンが入っていますので、食べることができます。
- ・払出しについて、期限切れ前に自治会の訓練等で利用していただくために、支給しています。
- ・物資の搬送については、トラック協会と協定を締結していますので依頼することを考えています。また、協定業者は市内にある企業も多いので、物資の搬送も協力していただくことを考えています。

(委員からの意見)

- ・5 ページ目 間仕切り・パーテーションについて、現在備蓄されている簡易間仕切りは、上部が半分開放されたものです。生活スペースについては通常はそれでもよいのですが、ここにある「授乳場所や高齢者等のおむつを代える場所」としては、上が開放されたパーテーションでは安易に見えてしまうため、抵抗感があると思われます。上が開放されていないパーテーションやテントなども、各避難所に配備されるよう検討してください。寒さや音に敏感な方や小さいお子さんなどは開放されていないテントのようなもののほ

うが適している場合があります。選択肢があると助かります。

- ・5 ページ目で、簡易トイレの組み立て式トイレについて、おそらく既存便器が利用できない時に使う非常用だと思われませんが、これを使う場合、既存トイレの個室が使えない状況だと思われま。その場合、トイレ以外に専用スペースを設けることになるので、目隠しとしてのトイレ用テントが必要になります。それも併せて配備をお願いしたいと思います。

#### (事務局)

- ・間仕切り・パーテーションについて、乳幼児等プライバシーが必要な場合は、各避難所で授乳室として割り当てられた個室に入っていただく計画になっています。また、他の人がいるところで授乳することに抵抗がある方もいるため、授乳室として割り当てられた個室の中でテントを使用していただきます。
- ・トイレについて、下水道を利用したマンホールトイレが使用できなくなった場合に、トイレの水が流れなくても、組み立て式トイレと凝固剤とのセットでの使用や、建物内のトイレに凝固剤を使用して、トイレとして使用することを想定しています。また、目隠し的にパーテーションを設置して、その中で組み立て式トイレを設置して使用してもらうことを考えています。

#### (委員からの意見)

- ・トイレの場合、パーテーションの隙間が空いていると不安になりますので、マンホールトイレに付属しているテントを併せて配備をお願いします。

#### (委員からの意見)

- ・5 ページ目、資器材のポータブル発電機 について、各福祉施設にポータブル発電機を配備していただいています。これに加えて蓄電池も少しずつ増やしていただきたいと思。理由は、発電機は音と匂いが強いため、夜間には使えなくなります。そのため、昼間のうちに発電機から蓄電池に充電しておき、夜間は蓄電池を使うといったことが実際に必要になってくると思。電気は、夜間のほうが必要になってきますので、そういう配慮をお願いします。

#### (事務局)

- ・蓄電池も必要と思。電気自動車は蓄電池代わりになるため、導入した経緯がありますので、蓄電池は今後の検討課題として考えています。

#### (委員からの意見)

- ・13 ページ目の表のその他の項目に追記された内容について、この表は、(2) 家庭での備蓄に適した食料・飲料水という表です。その他とは言え、そこに食料品以外のものが入ることに違和感があります。これとは別に(3)その他を作り、追加したほうがよいと思

ます。

(事務局)

- ・(2) 家庭での備蓄に適した食料・飲料水を家庭での備蓄に適した備蓄物品に変更します。

(委員からの意見)

- ・懐中電灯やランタン、眼鏡や入れ歯お手入れセット、充電器や小銭など、もう少し書き足してもよいのではないかと思います。

その他、質疑及び意見はなく、指摘事項を修正の上、承認された。

(4) 「三木市避難所開設運営計画」の改定について

(危機管理課 山本課長より説明)

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・わからないことを市に聞けるように、公民館や市と緊密な連絡の体制を構築してほしい。

(事務局)

- ・情報伝達手段として、三木安全安心ネットは、兵庫県が開発しているアプリで、避難所開設や避難情報等の災害情報を発信していますので、携帯電話かスマートフォンをお持ちの方は入れますので、加入していない方は是非とも加入をお願いします。

(委員からの意見)

- ・7 ページの避難行動要支援者と要配慮者の文言の違いを教えてください。

(事務局)

- ・要配慮者は、高齢者や障がい者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する者です。避難行動要支援者は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者です。改めて避難所開設運営計画での避難行動要支援者と要配慮者について、確認したいと思います。

(会長)

- ・三木市ではこれまで災害時要援護者という名称を使用していましたが、避難行動要支援者と要配慮者に変更しました。その理由としましては、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、各市に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたこ

とから、制度の運用面でこれまでの取組と変わるものではないが、関係機関との連絡調整を円滑に進めるために国が示している制度名、用語を統一してわかりやすくするため変更しています。

(委員からの意見)

- ・避難行動要支援者は、危険な場所から安全な場所への移動を自力ではできない避難支援が必要な方で、個別避難計画を作成することになっています。避難所に行って避難行動が終わっていて、ここからは避難生活の支援での配慮が必要な方は要配慮者になります。要配慮者の中でも見守りだけでいい方と手助けが必要な方の2種類に分かれています。避難生活で支援が必要な方は今までは災害時要援護者という言葉がありましたが、今はありません。避難後、避難所での避難行動要支援者スペースとありますが、要配慮者スペースではないでしょうか。避難所に入った後は、避難行動要支援者から要配慮者という名称に変更され、その中で支援が必要な方と見守りが必要な方に分けるのであれば、わかるような表現があればしていただけたらと思います。

(事務局)

- ・避難所開設運営計画での避難行動要支援者と要配慮者について、表現を確認したいと思います。

(委員からの意見)

- ・今使われていない旧志染中学校や旧星陽中学校について、誰が管理しているのですか。年に1回備蓄物資の確認に行っているのですか。

(事務局)

- ・原則、廃校になった避難所は使用できる間、使用する方針です。避難所には市の職員を担当として配置し、年に1回備蓄物資や避難行動要支援者等の使用する部屋の確認を管理も含めて行なっています。

(委員からの意見)

- ・8ページ目(6)避難所運営組織の設立について、昨年の防災会議で、避難所運営マニュアルの確認をしましたが、その内容と今回の運営計画では、書き方が違っているように感じます。2)の4行目、運営組織の設立においてはリーダーとなる会長及び副会長の選定が重要であり、地域のリーダーである自主防災組織の代表者または自治会の区長等の選定について考慮するとあります。マニュアルのほうでは、組織の運営やリーダー層に男女双方のいろいろな立場の代表が入ることで、知識や経験が豊かな人の意見も反映で

きます。また実際に生活する人の視点に立ったニーズを把握できる組織づくりを目指しますとあります。マニュアルにあるように多様な人々による運営が望ましいとされる中で、このような表現は違和感を覚えます。また、下から4行目、その際、運営組織に複数名の女性委員（4割以上）を選定し、意思決定に参画させる。特に、女性のプライバシー保護や妊産婦、高齢者及び子どもたちに留意した対応を行うとあります。従来は男性ばかりでなく女性も入れること、と書く必要があったからだと思いますが、今の時代の価値観では少し厳しい見方をすれば、女性を入れて、高齢者や子どもたちの対応をさせなさいと書いているように見えるかもしれません。こちらも、マニュアルのほうには男女双方が4割以上となるように努めますと書いています。また、子どもや女性、障がいのある人、高齢者など様々な人のニーズに対応できるよう、いろいろな立場の人が参画するように努めますとなっています。マニュアルの表現のほうが適していると思いますので、整合をとっていただければと思います。

#### (事務局)

- ・計画は骨子で、マニュアルは指針になり、必ずしも計画とマニュアルが同一である必要はないと考えています。計画は概要、マニュアルは詳細となるように作成していますので、再確認し、必要があれば修正します。

#### (委員からの意見)

- ・8ページ、通訳等の必要な障がい者や外国人について、質問と意見です。通訳等の必要な障がい者や外国人については、あらかじめ通訳ボランティアやスペースを確保した指定避難所へ移動を促すとあります。12ページ(9)外国人への配慮で、最後にあらかじめ外国人対応の避難所を指定しておくともあります。現在、実際に指定の見通しなど立っているのでしょうか。
- ・現在は、スマホの翻訳アプリなどうまく使えばコミュニケーションができることも多いです。ただし、コツがあり、何度か使ったことがないと難しい面はあると思います。避難所は被災状況によってどこに開設するかわからないから、今の時点で言えないということもあるかと思いますが、移動を促すより先に、対応できるツールを備えておいたり、リモート通訳サービスなどの情報を備えておいたりといったことも必要だと思います。それらの内容が、21ページの表の外国人の欄に反映されるとありがたいと思います。また、宗教上の制約、礼拝や食事などへの配慮も含めていただければと思います。

#### (事務局)

- ・外国人対応の避難所の指定はできていません。
- ・外国人への配慮について、いろんな外国の方が居住されているので、避難所でのコミュニケーションボードの使用と日本語で理解していただくために国際交流協会が行なっているやさしい日本語の普及を推進し、避難所対応を行なっていきたいと考えています。
- ・21ページの表の外国人の欄への追記について、検討します。

(委員からの意見)

- ・ 13 ページ(11)ペット対策について、昨年 12 月 16 日に青山公民館にてペット同行避難訓練が開催されました。その際、ペットは屋外の駐輪場を待機スペースとしていました。雨も少し降ってきたのでブルーシートで周囲を囲もうとしたのですが、風であおられて音を立てるため、ペットがその音におびえてしまい、飼い主さんもその場を離れられず、という形になってしまいました。近年では屋外で飼っているペットはかなり少なくなってきました。屋内で飼っているペットには、気温や天候の影響が大きく、ペットの待機場所を屋外に設けるのは難しいということがわかりました。公民館などは建物の部屋数も多くないので難しいですが、そういった場合は雨風をしのげるタイプのテントを事前に配置しておいていただけたらと思いました。また、例えば屋内でペットが待機できる場所を設けられるような避難所をあらかじめ指定しておくことはできないでしょうか。全部の避難所で実現は難しいと思いますので、ペット可の避難所を市内何か所かに設けていただければと思います。例えばですが、中学校などでは武道場や工作室など、別棟があって動線がわけられるような建て方になっているところもあると思います。そういった可能な施設があるかを探していただき、例えば中学校区単位で 1 か所でも、ペット可の避難所をつくれるように検討いただきたい。

(事務局)

- ・ ペット専用避難所や一般の避難者と動線を分離できるのであれば、ペットの部屋を設置することや、屋外になりますが、指定避難所の駐車場の一角をペット避難スペースとして車で避難していただき、物資も届くということも今後の検討課題として考えていきます。

(委員からの意見)

- ・ 13 ページの (12) コロナ対策の次でもよいので、「衛生対策」について記述があればよいと思いました。最初の廃棄物処理計画書にもありました、避難所でのごみの扱い、回収までの保管や、凝固剤トイレの排出物の保管と回収、トイレなど避難所各所での清掃などの記述があっても良いのではと思いました。検討いただきたい。

(事務局)

- ・ 衛生対策について、清掃等を追記します。

その他、質疑及び意見はなく、一部修正については事務局一任により承認された。

5. その他

《特記事項なし》

6. 閉会 進行：仲上係長